

# セソール川崎京町ハイライズ

## 掲示物の制限に関する管理ルール

### 第1章 総則

#### 第1条（目的）

セソール川崎京町ハイライズ（以下「セソール」という）内の掲示物の掲載条件を明確にすることにより、マンション内の美観保護に努めることを目的とする。

#### 第2条（掲示物の定義）

掲示物とは、紙、看板、のぼり旗等、情報伝達のために用いる全ての物を意味する。但し、セソール竣工時から設置されているもの、または竣工後に管理組合の承認の元に取り付けられた物は掲示物に含めない。

#### 第3条（所管）

当管理ルールの所管はセソール管理組合とする。

#### 第4条（対象範囲）

当管理ルールの対象範囲は公開空地を含むセソール敷地内全域（敷地内空間を含む）と共有部分を範囲とする。

#### 第5条（他規定との関係）

当管理ルールに記載のないものは管理規約または管理組合理事会の決議に従うものとする。また、掲示板の利用については「掲示板管理ルール」に従うものとする。

### 第2章 運用・管理

#### 第6条（掲示物の制限）

掲示物は掲示板以外の場所に掲示することを禁止する。

#### 第7条（例外事項）

以下の場合には例外処置として掲示板以外の掲示を認める。

- （1）事前に管理組合に承認を得たもの（承認を得たことが分かるように掲示物にその旨を明記すること）
- （2）セソール管理組合主催の行事、セソール自治会主催の行事に関する掲示物。
- （3）管理組合が掲示板以外の場所が妥当と判断し承認した場合。（承認を得たことが分か

るように掲示物にその旨を明記すること)

#### 第8条（掲示物の掲示期間）

前期例外事項に該当した掲示物の掲示期間は管理組合が指示した日数とする。但し、オープンルーム等で使用する掲示物は業者の営業時間帯のみとし夜間等の掲示は認めない。

### 第3章 附則

#### 第9条（改廃履歴）

平成24年4月22日施行